

建売住宅建築を 計画されている方へ

板橋区では、同一建築主が一度に、3戸以上の建売住宅を建築する時に、新たに集積所を設置していただき、ごみ収集を安全かつ円滑に実施するとともに、また、近隣の住民の方の快適な生活を守ることを目的として「建売住宅等におけるごみ集積所設置要綱」を制定いたしました。(裏面参照)

集積所設置についての事前協議は、清掃事務所で行いますので、建設予定地の管轄の清掃事務所にご相談ください。



※ 板橋区清掃事務所・管轄区域一覧 ※

板橋東清掃事務所管内	
あ	相生町 小豆沢
い	泉町 板橋 稲荷台
お	大原町 大谷口 大谷口上町 大谷口北町 大山町 大山金井町 大山西町 大山東町
か	加賀 上板橋
く	熊野町
こ	小茂根
さ	幸町 栄町 坂下 桜川
し	清水町 志村
と	東新町 常盤台
な	中板橋 仲宿 仲町 中丸町
は	蓮沼町 蓮根
ひ	東坂下 東山町 氷川町
ふ	富士見町 双葉町 舟渡
ほ	本町
ま	前野町
み	南町 南常盤台 宮本町
む	向原
や	大和町 弥生町

所在地 東坂下2-20-9
電話 (3969) 3721
FAX (3969) 6637



板橋西清掃事務所管内	
あ	赤塚 赤塚新町
し	新河岸
た	大門 高島平
と	徳丸
な	中台 成増
に	西台
み	三園
よ	四葉
わ	若木

所在地 徳丸1-16-1
電話 (3936) 7441
FAX (3935) 9931

建売住宅等におけるごみ集積所の設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建売住宅等（分譲の一戸建て住宅及び宅地開発により建設される一戸建て住宅のことをいう。）を建設するにあたり、集積所の設置について必要な事項を定めることにより、廃棄物及び資源物の収集作業を安全かつ円滑に実施するとともに、良好な近隣関係を保持し、以って清潔で住みよい生活環境の保持を図ることを目的とする。

(対象とする建売住宅等)

第2条 この要綱の適用の対象となる建売住宅等（以下「対象建売住宅等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一団の土地において同一の建築主が一度に3戸以上建築される建売住宅等
- (2) 建売住宅等を新築後1年以内に当該建売住宅等を建築した建築主と同一の建築主が当該住宅と同一又は隣接した敷地に建売住宅等を新築する場合において、その戸数の和が3戸以上となる建売住宅等

(事前協議)

第3条 事業主は、当該建売住宅等の建築確認申請の前に、管轄する清掃事務所長と協議するものとする。

2 前項に規定する事前協議は次の各号に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 案内図（付近見取り図）
- (2) 集積所配置図（寸法付）

3 前項に掲げる書類のほか、第1項の協議中に、集積所設置に関する図面及び文書等が必要と認められるときは、清掃事務所長は、第1項の建築主に対し、当該図面及び文書等の提出を求めることができる。

(設置基準)

第4条 対象建売住宅等に設置する集積所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 集積所は3戸以上で1箇所の割合で設置し、戸別の設置は原則としてしないこと。
- (2) 集積所は、次号の場合を除き、敷地内かつ道路に面した場所で、廃棄物及び資源物の収集車両の通行並びに収集作業に支障をきたさない場所に設置すること。
- (3) やむをえず敷地外に設置する場合は、対象建売住宅等の敷地に面し、道路交通法その他関係法規に抵触しない場所に設置するとともに、近隣と事前に協議し、合意を得ておくこと。この場合において、集積所が隣接地と接するときは、建築主は当該隣接地に係る権利者から集積所設置について承諾を得た上承諾書を提出すること。
- (4) 私道に清掃車両を進入させて収集する必要がある位置に集積所を設置する場合には、建築主は、私道所有者全員の承諾を得た承諾書を提出すること。
- (5) 対象建売住宅等の集積所として、既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所利用者全員の承諾書を提出すること。
- (6) 集積所の面積は、当該集積所を利用する対象建売住宅等の戸数に応じ、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 3戸から7戸まで 0.8㎡以上
 - イ 8戸以上 総戸数に0.1㎡を乗じて得た面積以上

(集積所設置届の提出)

第5条 建築主は廃棄物及び資源物の排出を開始する2週間前までに集積所設置届（第1号様式）により廃棄物の排出開始時期を管轄の清掃事務所長あて届け出るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に所管部長が定めるところによる。

付則

この設置要綱は、平成22年1月4日から施行する。